

**個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律
政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について①
（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律①）**

令和 8 年 9 月 16 日

個人情報保護委員会事務局

今回の検討項目

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十六号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「改正法」という。）の内容（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）のうち、まずは**下記の項目に係る政令・規則の基本的考え方**を検討する。
- 他の項目やガイドライン等については今後の委員会において順次検討する。

検討項目

1. 適正なデータ利活用の推進

- ① 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規律
（取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い等）

2. リスクに適切に対応した規律

- ① 子供の個人情報の取扱いに関する規律
- ② 顔特徴データ等に関する規律

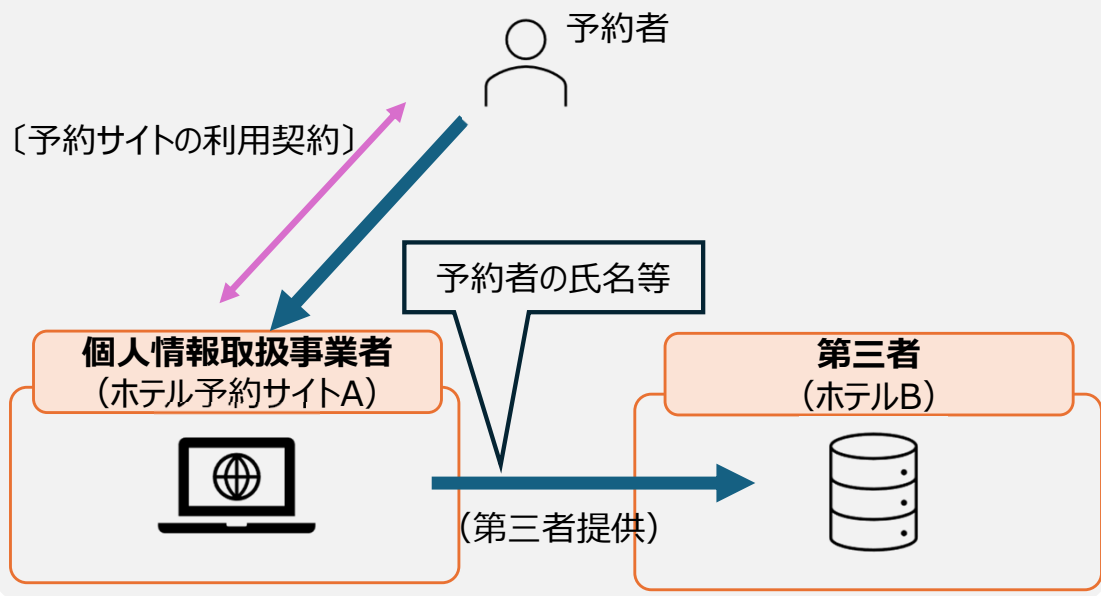
今回の検討項目に関する 政令・規則の整備に向けた検討の前提となる 改正法の概要等

(過去の委員会等で報告・公表したものを踏まえたもの)

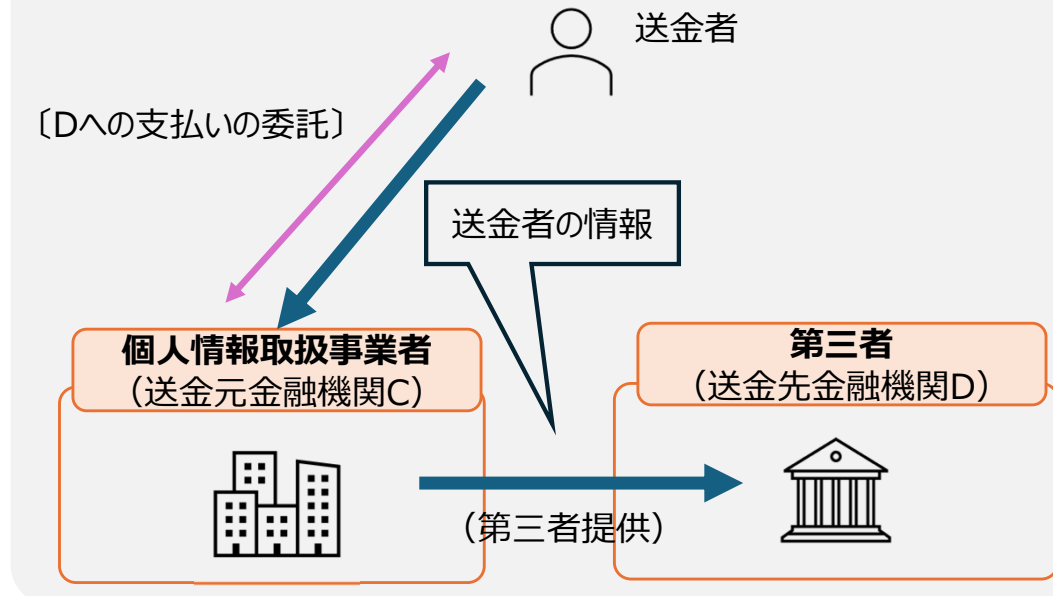
1－① 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

- 現行規定では、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

想定事例 1【ホテル予約】



想定事例 2【海外送金】



- このような場合に行われる個人データの第三者提供は、契約の履行のために不可欠なものであり、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかといえると考えられる。
- このような場合においても、現行規定では、本人から同意を取得する必要がある

個人データの第三者提供等^(※1)が、当該個人データの取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合^(※2)**について、**本人の同意を不要**とする。

※1 個人情報の当初の目的外の利用（現行の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「現行法」という。）第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（現行法第20条第2項）も含む。

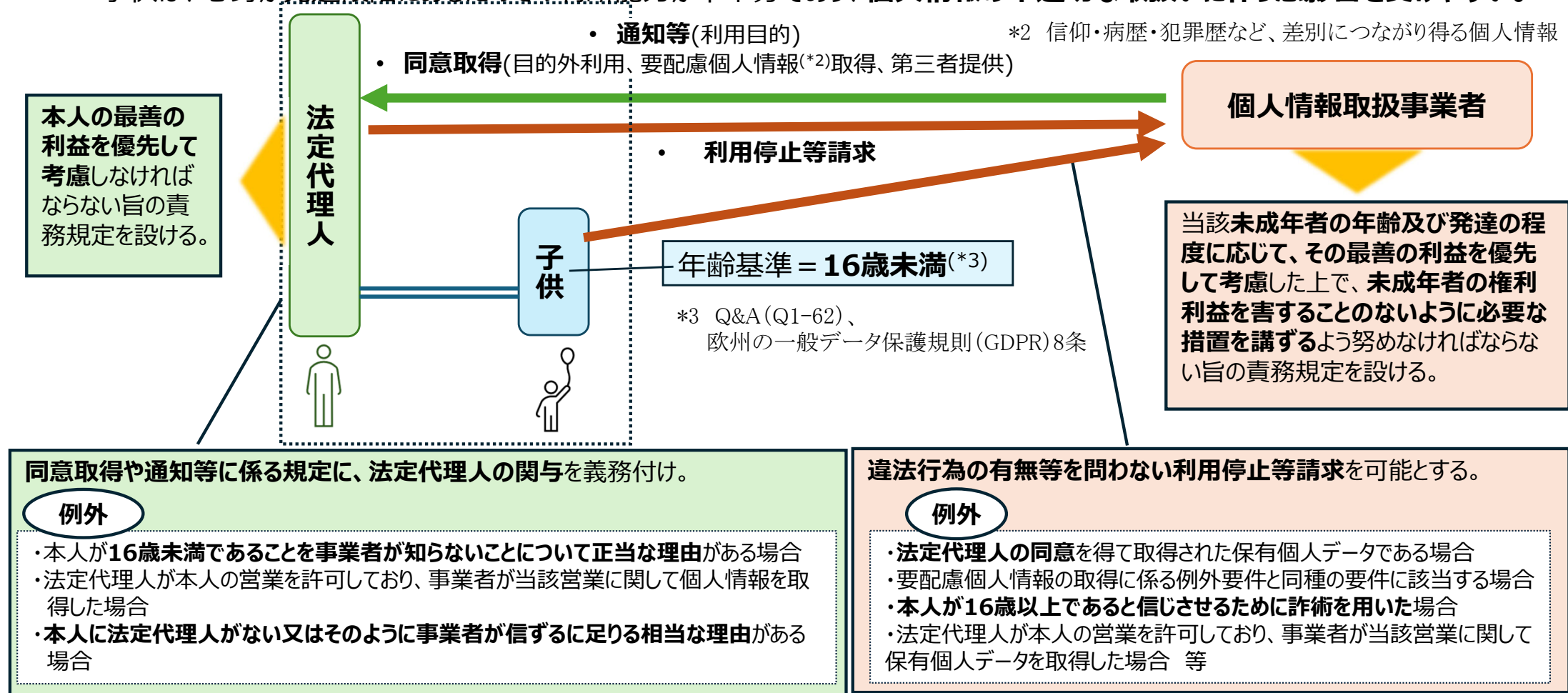
※2 具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

2-① 子供の個人情報の取扱いに関する規律

- 現行規定では、子供の個人情報の取扱い等に係る事業者の義務については、ガイドラインやQ&Aにおける記載(*1)のみ。

*1 「本人の同意」を得ることが求められている場面について、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果を未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があり(通則ガイドライン)、個別具体的に判断されるべきだが、一般的には、12歳から15歳までの年齢以下の子供の場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(以下「Q&A」という。))。

- ✓ 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、**個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすい。**



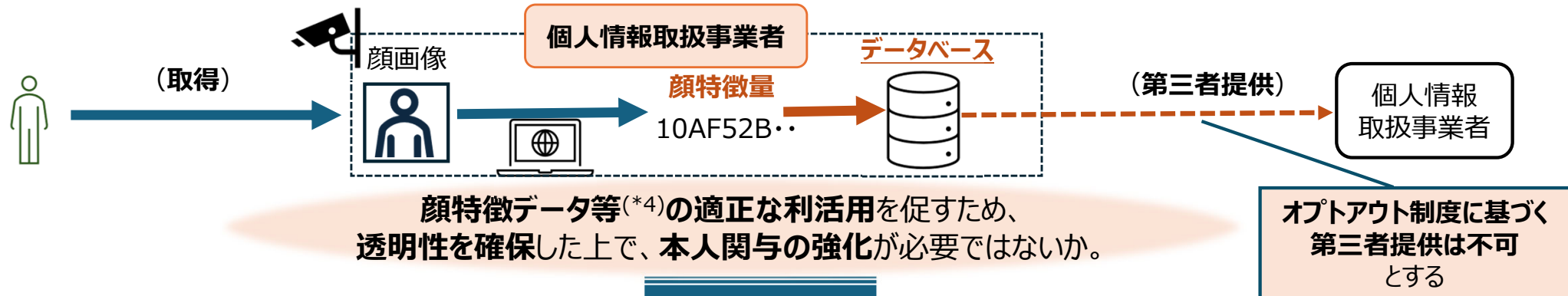
- また、法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行う。

2-② 顔特徴データ等に関する規律

- 現行規定では、原則として**個人情報の利用目的を自社のホームページに掲載する等**して公表することにより、生体データとしての「個人識別符号」(*1)に該当するもの（顔特徴データを含む）も含め、事業者は個人情報を取得することが可能。
- 令和5年「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」で**掲示例等を公表しQ&Aに一定の記載**。

✓ **生体データのうち顔特徴データ等**(*2)は、**本人が関知しないうちに容易にそれゆえに大量に入手可能**であり、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するため、**取扱いが本人のプライバシー等の侵害につながる可能性がある**(*3)。

- *1 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの。
- *2 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものとするを想定。
- *3 カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等入手してこれを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま行動を追跡することも可能。



一定の事項の周知(*5)

個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等の周知を義務付ける。

例外

- ・周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合
- ・周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ・国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 等

利用停止等請求

違法行為等の有無を問わず可能とする。

例外

- ・本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合
- ・要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合 等

*4 単なる顔写真ではなく、個人識別符号のうち顔特徴データを想定(具体的な範囲は政令以下で定めることを想定)。

*5 具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

国会（衆議院）における附帯決議

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和8年5月21日衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～六 (略)

1-①

七 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合に本人の同意取得を不要とすることについては、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用によって個人の権利利益が侵害されることのないよう、当該特例に基づく個人情報の利用又は提供を必要最小限とするとともに、個人情報保護委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記すること。

2-①

八 こどもの個人情報の取扱いに際しては、児童の権利に関する条約及び諸外国における取組事例を踏まえて、こども基本法の内容にのっとり、こどもにとっての最善の利益を最優先に考慮すること。また、こどもの個人情報に係る同意取得に当たっては、消費者及び事業者双方に過度な負担を生じさせないよう、柔軟な手法を許容すること。さらに、教育や保育の現場において、こどもの個人情報の適正な取扱いが確実に行われるよう、法令やガイドラインについての周知を徹底すること。

2-②

九 特定生体個人情報の取扱いについては、本人の関与が困難な状態で不適正な取扱いが行われるリスクが高いことに鑑み、義務化される周知行動の実効性を確保する方策を検討し明らかにするとともに、同情報が取り扱われている旨及び本人からの利用停止請求等の手段について監視カメラやセンサー等の機器の周辺に分かりやすく掲示する等の方法による周知を個人情報取扱事業者徹底させること。

十～十四 (略)

国会（参議院）における附帯決議

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和8年7月8日参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～六 (略)

1-①

七 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合に本人の同意取得を例外的に不要とすることについては、当該例外に基づく個人情報の利用又は提供が必要最小限となるよう、個人情報保護委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記し、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用を防止すること。

2-①

八 こどもの個人情報の取扱いに際しては、児童の権利に関する条約及び諸外国における取組事例を踏まえて、こどもを心身の発達の過程にある者と定義すること基本法にのっとり年齢その他の諸事情を勘案しつつ、こどもにとっての最善の利益を最優先に考慮すること。また、こどもの個人情報に係る同意取得に当たっては、消費者及び事業者双方に過度な負担を生じさせないよう、柔軟な手法を許容すること。さらに、教育や保育の現場において、こどもの個人情報の適正な取扱いが確実に行われるよう、法令やガイドラインについての周知を徹底すること。

2-②

九 特定生体個人情報の取扱いについては、本人の関与が困難な状態で不適正な取扱いが行われるリスクが高いことに鑑み、義務化される周知行動の実効性を確保する方策を検討し明らかにするとともに、同情報が取り扱われている旨及び本人からの利用停止請求等の手段について監視カメラやセンサー等の機器の周辺及び当該機器の検知対象者が十分認識できる場所等に分かりやすく掲示する等の方法による周知を個人情報取扱事業者徹底させること。

十～十四 (略)

右決議する。

政令・規則等で定める事項の全体像との関係①

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
	統計作成等の特例 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。 （※）統計作成等であると整理できるAI開発等を含む	—	・統計作成・AI開発等のうち個人の権利利益を害するおそれが少ないものについて規定（改正法第2条第13項） ・特例に関する公表の内容及び方法、基準適合体制の内容等について規定（改正法第30条の2第1項・第3項ただし書・第5項本文・同項第1号・第7項ただし書・第13項、第31条の3第1項第1号・第3項、第9項、第72条の3第3項ただし書・第7項ただし書）	基本的な考え方や具体事例等を提示 ＊特に、取り扱う必要がある場合の考え方を含む
1 - ①	目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規律 ・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らか取扱いである場合には、本人同意を不要とする	—	取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合 について規定（改正法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号）	同上
適正なデータ利活用の推進	・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する	—	—	同上 ＊公衆衛生の向上のために特に必要がある場合の考え方を含む
	・学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する	—	—	同上

政令・規則等で定める事項の全体像との関係②

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
2-①	子供の個人情報の取扱いに関する規律 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける	違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由について規定 (改正法第35条第9項第12号)	・違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、 取得の状況からみて子供本人の権利利益を害しないことが明らかである場合 について規定 (改正法第35条第9項第8号) ・違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、 一定の主体により保有個人データが公開されていた場合 に関し、公開主体について規定 (改正法第35条第9項第9号)	基本的な考え方や具体事例等を提示
2-②	顔特徴データ等に関する規律 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する	・ 規律の対象となる生体データに係る身体の一部の特徴に係る情報 について規定(改正法第16条5項) ・周知義務の例外事由について規定(改正法第21条の2第2項第4号) ・違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由について規定(改正法第35条第7項第10号)	・ 周知方法及び周知事項 について規定 (改正法第21条の2第1項柱書、同項第6号) ・違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合 について規定(改正法第35条第7項第9号)	同上
リスクに適切に対応した規律	委託先における個人データ等の適正な取扱い 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う	—	委託先の義務の免除の前提として委託契約において定める事項及び契約の方法について規定(改正法第58条の2)	同上
	漏えい等報告・本人通知義務の緩和 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する	—	・本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合について規定 (改正法第26条第2項、法第68条2項1号) ・一定の範囲での速報の免除や一定期間ごとに取りまとめた確報の許容及び違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態とすることについて規定(改正法第26条第1項)	同上

**今回の検討項目に関する
政令・規則の整備に向けた
基本的な考え方**

**1 ー① 取得の状況からみて本人の意思に反しない
ため本人の権利利益を害しないことが明らかな
取扱い**

1－① 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

個人情報の目的外利用、要配慮個人情報(*1)の取得及び個人データの第三者提供(*2)について、**次のいずれかに該当する場合**には、あらかじめ本人の同意を得ないで実施可能

(改正法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号)

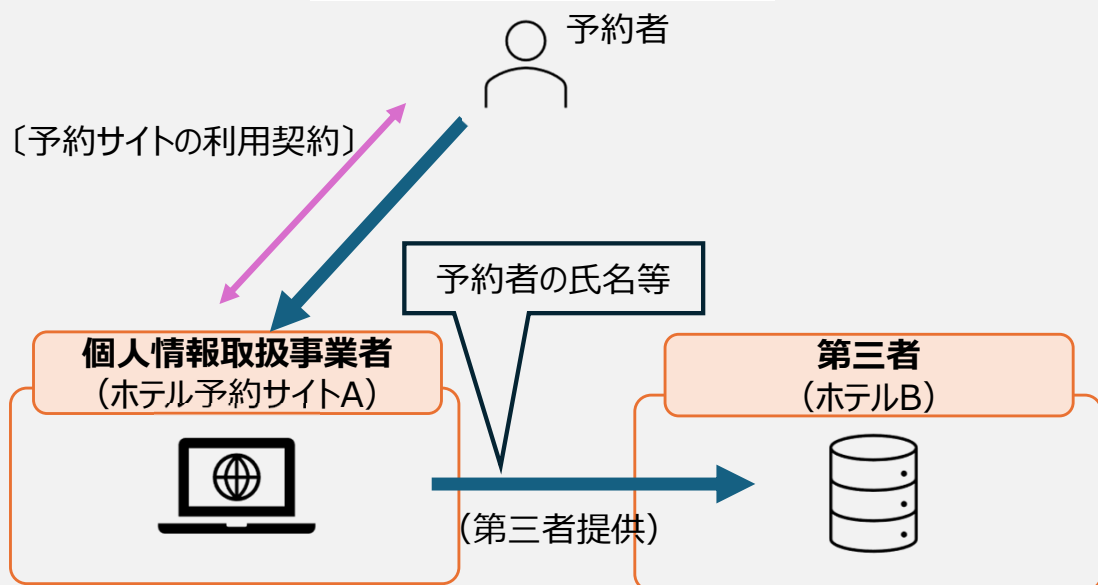
*1 信仰・病歴・犯罪歴など、差別につながり得る個人情報

*2 外国にある第三者に対する提供を含む。

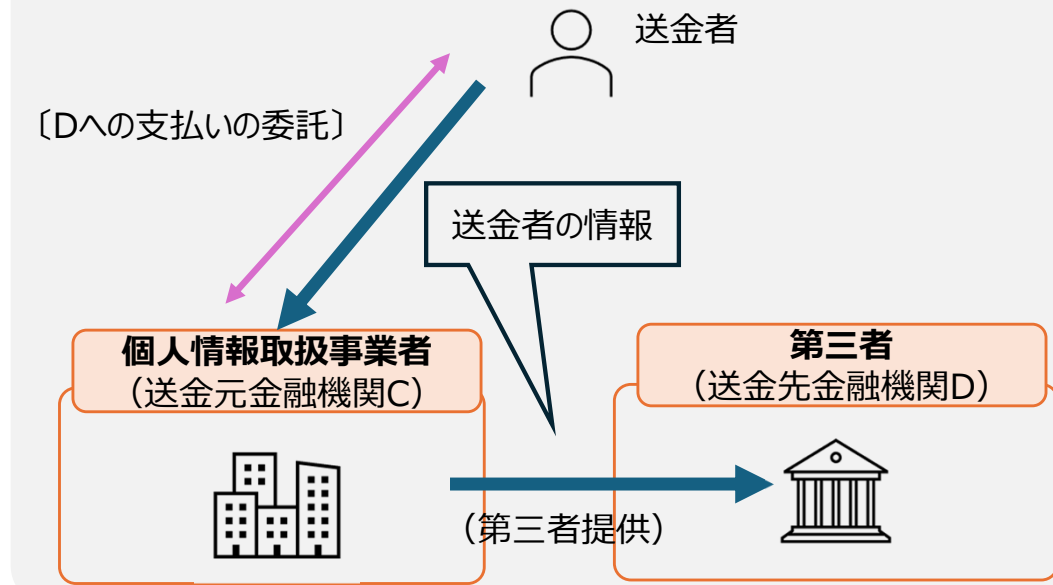
①本人との契約のため必要やむを得ないことが明らかである場合

※法律上に規定されているもの

想定事例 1【ホテル予約】



想定事例 2【海外送金】



②取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合

⇒上記②の具体的な場合は **規則委任事項**

1－① 規則委任事項

目的 外 利用	○改正法(以下、特段の記載のない限り条文は同法の条文。) (利用目的による制限) 第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2 (略) 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一～六 (略) 七 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合
(要 配慮 個人 情報) 取得	(適正な取得) 第二十条 (略) 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 一～六 (略) 七 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合 八～十 (略)
第三 者 提 供	(第三者提供の制限) 第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 一～七 (略) 八 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合 2～8 (略)

※ 本人が16歳未満の子供の場合については、改正法第40条の2第1項により、「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられる。

1－① 規則の整備に向けた基本的な考え方

取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合関連

- 改正法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号は、**本人が個人データの第三者提供等に同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合**に限り、本人同意を不要とするもの（*1）。
- 「**本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合**」は、**上記自明である場合の典型例**として、法律で直接、本人同意が不要とされている。
- 「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として**規則で規定し、本人同意を不要とできるのも、上記自明である場合に限られる。**
- **本人が16歳未満の場合（*2）も同様**であり、子供本人の法定代理人が子供本人の個人データの提供等に同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、子供本人に不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限る、規則において子供本人の法定代理人の同意が不要な場合を規定することができる。

*1 第三者提供規制の例外規定（改正法第27条第1項各号）に掲げられている場合は全て、目的外利用規制及び要配慮個人情報取得規制の例外規定（改正法第18条第3項各号、第20条第2項各号）にも掲げられている。これは、個人データの第三者提供があった場合には個人情報の目的外利用にもなる場合があるとともに、要配慮個人情報である個人データの第三者提供があった場合には提供先が当該要配慮個人情報を取得することになることを踏まえたもの。

*2 本人が16歳未満の子供の場合については、改正法第40条の2第1項により、「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられる。

1－① 規則の整備に向けた論点と方向性

取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合関連

論点 1 「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか。

→例えば、法律においては、①**事業者・本人間**での契約を対象に、②（**契約締結後の**）履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合のみが規定されているが、以下のような場合も本例外の対象となるように規則において追加的に規定すべきではないか。

- ・ **事業者と第三者（＝本人以外）**の契約であって、状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかなるものの履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合^(＊1)
- ・ 事業者・本人間での**契約の締結に先立って**本人の要望に応えるために必要やむを得ないことが明らかである場合^(＊2)

→上記のほかに本例外の対象となるように規則において追加的に規定すべき場合はあるか。

論点 2 本人が16歳未満の子供の場合^(＊3)について、どのような場合を規定すべきか。

→上記論点1の場合と同様の場合を本例外の対象となるように規定することでよい。

＊1 例えば、本人の家族が、ホテル予約サイトでホテルでの当該家族及び本人の宿泊予約を行ったため、予約サイト運営事業者Aから、ホテル運営事業者Bに対して、当該本人の氏名等が提供される場合

＊2 例えば、本人が、ECサイトでの商品購入契約の締結に先立ち、クレジットカード払いを要望したため、いわゆる3-Dセキュア（＝不正利用防止のための本人認証手法）の枠組みにより、ECサイト運営事業者Aから、クレジットカード会社B等に対して、本人のデバイス情報等が提供される場合

＊3 本人が16歳未満の子供の場合については、改正法第40条の2第1項により、「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられる。

1－① 参考資料 1

1 国会審議・附帯決議

○令和8年4月21日 衆議院 本会議

○国務大臣(松本尚君)

事業者が個人データを第三者に提供する場合等には、原則として本人の同意を取得する必要があります。本法案においては、この本人同意の原則は維持しつつ、本人の意思に反しないため権利利益が害されないことが明らかである場合には、本人同意を不要とすることとしております。

そのような場合として、本法案では、契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合と委員会規則で定める場合を規定しております。

この必要やむを得ないとは、必要性があり、かつ、他の手段によっては契約の目的を達成することができない場合に限定する趣旨であり、その旨は個人情報保護委員会においてガイドライン等で明確にしていくものと承知しております。

また、**委員会規則で定める場合については、個人情報保護委員会において、本人の意思に反しないことが明らかな場合に限定して規定を整備するものと承知しております。**例えば、本人の望む契約の締結に先立って個人データを第三者に提供すること等が必要やむを得ないことが明らかである場合が考えられると承知しております。

事業者が本規定に基づき第三者提供を行う場合等には、委員会規則やガイドライン等を踏まえ、要件への該当性について慎重に判断することが求められます。個人情報保護委員会においても、その遵守状況について適時の把握に努め、違反が認められた場合には必要な監督を行い、本人の権利利益保護を適切に図っていくものと承知しております。

(出典)第221回国会 衆議院 本会議 第14号 令和8年4月21日

○衆議院における附帯決議（一部抜粋）

七 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合として**個人情報保護委員会規則で定める場合に本人の同意取得を不要とすることについては、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用によって個人の権利利益が侵害されることのないよう、当該特例に基づく個人情報の利用又は提供を必要最小限とするとともに、個人情報保護委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記すること。**

○参議院における附帯決議（一部抜粋）

七 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合に本人の同意取得を例外的に不要とすることについては、**当該例外に基づく個人情報の利用又は提供が必要最小限となるよう、個人情報保護委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記し、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用を防止すること。**

1－① 参考資料 2

2 現行のガイドライン・Q & Aにおいて黙示の同意等が認められている場合の例

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 3－3－2（※2）（一部抜粋）

「本人の同意」については、2-16（本人の同意）を参照のこと。なお、**個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。**

また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第20条第2項及び法第27条第1項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第20条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A 7－13（一部抜粋）

個人データを第三者に提供する際には、あらかじめ本人の同意を得る必要がありますが（法第27条第1項）、例えば、**ある企業の代表取締役の氏名が当該会社のホームページで公開されていて、当該本人の役職（代表取締役）及び氏名のみを第三者に伝える場合等、提供する個人データの項目や提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もある**と解されます。

1－① 参考資料 3

3 GDPRにおいて例外的に第三国等への個人データの移転が認められている場合

※GDPR…EU一般
データ保護規則

○個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU) 2016/679（一般データ保護規則）【条文】（一部抜粋）

※個人情報保護委員会にて公表している仮日本語訳

【第49条第1項】

- (a) 十分性認定及び適切な保護措置が存在しないために、そのような移転がそのデータ主体に対して発生させる可能性のあるリスクの情報提供を受けた後に、そのデータ主体が、提案された移転に明示的に同意した場合；
- (b) データ主体と管理者との間の契約の履行のためにその移転が必要となる場合、又は、データ主体の要求により、契約締結前の措置を実施するためにその移転が必要となる場合；
- (c) 管理者と他の自然人若しくは法人との間で締結されるデータ主体の利益のために帰する契約の締結又は履行のために移転が必要となる場合；
- (d) 公共の利益の重大な事由の移転が必要となる場合；
- (e) 法的主張時の立証、行使又は抗弁に移転が必要となる場合；
- (f) データ主体が物理的又は法的に同意を与えることができない場合において、データ主体又はそれ以外の者の生命に関する利益を保護するために移転が必要となる場合；
- (g) EU 法又は加盟国の国内法に従い、公衆に対して情報を提供することを予定しており、かつ、公衆一般 及び正当な利益をもつことを説明することのできる者の両者に対して開かれているが、個々の案件において、照会に関してEU 法又は加盟国の国内法により定められた条件が充足する限度内のみに制限されている登録機関に限り、登録機関からの移転が必要となる場合。

拘束的企業準則の条項を含め、第45条又は46条に基づいて移転を行うことができず、かつ、本項(a)から(g)による特定の状況における例外がいずれも適用可能ではない場合、その移転が、反復的なものではなく、限定された人数のデータ主体に関係するものであり、データ主体の権利及び自由によって優先されるものではない管理者が求める義務的な正当な利益の目的のために必要であり、かつ、管理者がデータ移転と関連する全ての事情を評価しており、かつ、その評価に基づき、その管理者が個人データの保護に関連して適合する保護措置を提供した場合に限り、第三国又は国際機関に対する移転を行うことができる。その管理者は、監督機関に対して、その移転を通知しなければならない。その管理者は、そのデータ主体に対し、第13条及び第14条に規定する情報に加え、その移転及び求められる義務的な正当な利益に関し、情報提供しなければならない。

【備考】

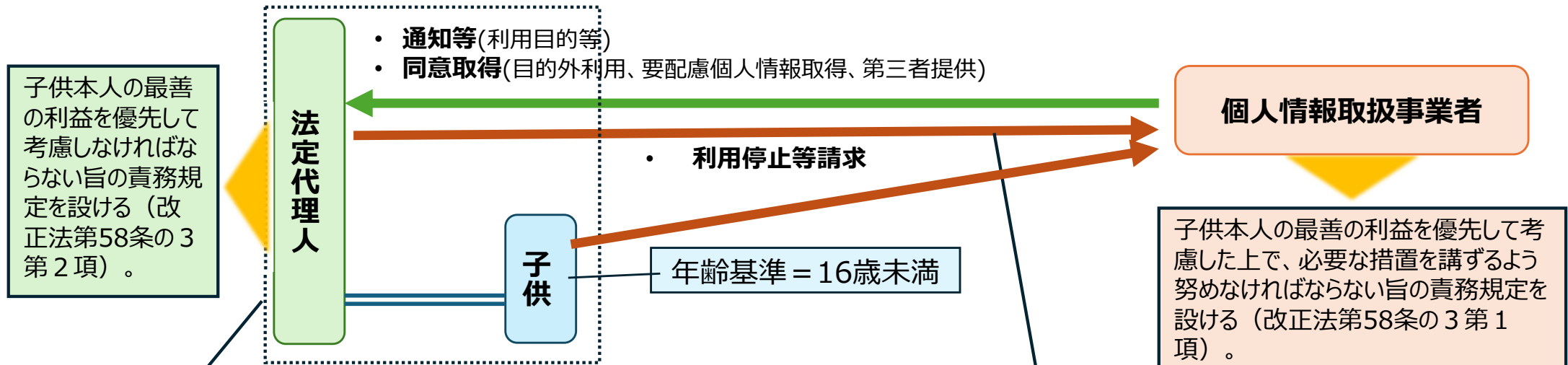
- ・「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として規則で定める場合については、**外国にある第三者への個人データの提供も本人同意なく実施可能。**

2－① 子供の個人情報の取扱いに関する規律

2 - ① 子供の個人情報の取扱いに関する規律

16歳未満の本人及びその法定代理人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求可能

(改正法第35条第9項、同条第10項)



読替規定（改正法第40条の2）

同意取得や通知等の対象を法定代理人と読み替える(*1)(*2)。

例外（第1項各号、第2項各号）

- ・ 16歳未満であることを知らないことについて正当な理由がある場合
- ・ 法定代理人が許可した本人の営業に関して個人情報を取得した場合
- ・ 法定代理人がない又はそのように信ずるに足りる相当な理由がある場合

利用停止等請求（改正法第35条第9項、第10項）

違法行為の有無等を問わない利用停止等請求を可能とする。

例外（第9項各号）

以下のものを含む12類型が規定されている（P21参照）。

- ・ 法定代理人の同意を得て取得した場合（第1号）
- ・ 人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合（第3号）
- ・ 子供本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**取得の状況からみて子供本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として規則で定める場合**（第8号）
- ・ 法定代理人や公的機関、報道機関等その他**規則で定める者**により公開されていたものである場合（第9号）
- ・ **法律上の11類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合**（第12号）

*1 読替えの詳細については読替表を参照。

*2 読替後の各規定における政令・規則委任事項についても必要に応じて整備する。

2-① 政令・規則委任事項

(利用停止等)

※政令・規則委任事項は利用停止等請求関連のみ

第三十五条 (略)

2～8 (略)

9 十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 一 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該保有個人データを取得した場合
- 二 当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該保有個人データを取り扱う場合
- 三 当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
- 四 当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該保有個人データを取り扱うことが特に必要である場合
- 五 当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 七 学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該保有個人データを取得した場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 八 当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取り扱うことが当該保有個人データの取得の状況からみて十六歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合**
- 九 当該保有個人データが、当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取得した時点において、当該本人の法定代理人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他**個人情報保護委員会規則で定める者**により公開されていたものである場合
- 十 当該本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該保有個人データを取得したとき。
- 十一 当該本人が、当該個人情報取扱事業者に対し自らが十六歳以上であることを信じさせるために詐術を用いていた場合
- 十二 その他**前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合**

2－① 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方

利用停止等請求関連

- 改正法第35条第9項第8号は、同法第20条第2項第7号^(※1)に倣った例外事由。**規則において規定できるのは、同号の規則と同様、子供本人の法定代理人が子供本人の保有個人データの取扱いに同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、子供本人に不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限られる（P14参照）。**
- 改正法第35条第9項第9号は、同法第20条第2項第9号（現行法第20条第2項第7号）^(※2)に倣った例外事由。**規則において規定できるのは、同号の規則と同様、知る権利や公共の安全等の公の利益のために情報を公開することが想定される主体（＝法律上列举された公的機関や報道機関等に準じる主体）に限られる^(※3)。**
- 改正法第35条第9項第12号は、**今後の技術進展等に機動的に対応**できるよう規定された例外事由。**政令において規定できるのは、法律上の11類型の例外事由（同項第1号～第11号）に準じる場合に限られる。**

*1 厳密には、本人が16歳未満の子供である場合の、改正法第40条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第20条第2項第7号

*2 厳密には、本人が16歳未満の子供である場合の、改正法第40条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第20条第2項第9号

*3 現行法第20条第2項第7号は、知る権利や公共の安全といった公の利益に配慮した規定であり、国の機関・地方公共団体、学術研究機関等、報道機関等が、公開主体として法律上列举されている。さらに、同号の委任を受けた現行の規則第6条では、①外国政府等、②外国の学術研究機関等、③外国の報道機関等、が公開主体として規定されている（P24参照）。

2－① 政令・規則の整備に向けた論点と方向性

利用停止等請求関連

論点 1 利用停止等請求の例外事由としての「取得の状況からみて16歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか

（改正法第35条第9項第8号関係）。

→ 1－① 論点 2（P15）の「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と同様でよい。

論点 2 利用停止等請求の例外事由としての公開情報に係る例外について、公開主体としてどのような者を規定すべきか（改正法第35条第9項第9号関係）。

→ 現行法の要配慮個人情報取得規制に係る例外事由のうち公開情報に係る例外（現行法第20条第2項第7号）の委任を受けた現行の規則第6条と同じ公開主体（P24参照）を規定することによりよい。

論点 3 法律で規定された利用停止等請求の11類型の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか（改正法第35条第9項第12号関係）。

→ 法律上の11類型の例外事由には、現行法第20条第2項第1号～第7号（要配慮個人情報取得規制に係る例外事由）に倣った例外事由が含まれているが、これに加えて規定すべき場合が何か想定されるか。

2－① 参考資料

現行法における参考例

現行法	○現行法 (適正な取得) 第二十条 (略) 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 一～六 (略) 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 八 (略)
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） (法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者) 第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関 二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者 三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者

2－② 顔特徴データ等に関する規律

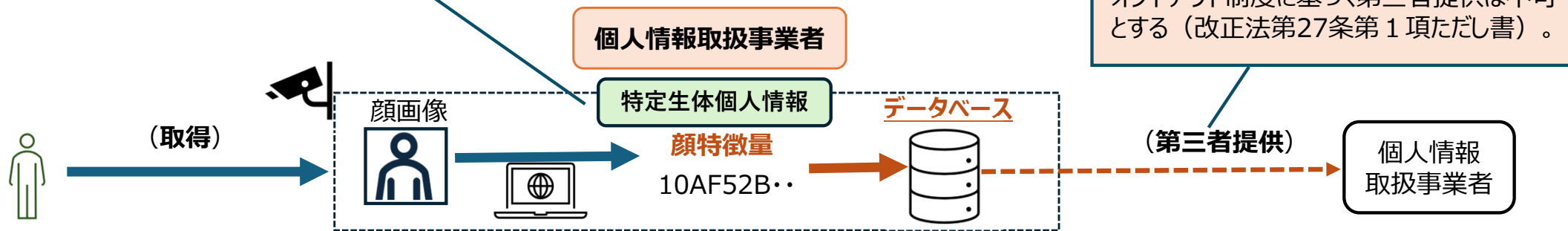
2-② 顔特徴データ等に関する規律

- ・ 特定生体個人情報を取り扱うに当たって、あらかじめ一定の事項を本人に周知することを義務化
- ・ 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報が取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求可能

(改正法第21条の2、第35条第7項、同条第8項)

特定生体個人情報の定義 (改正法第16条第5項)

特定生体個人識別符号 (= 個人識別符号のうち、①**特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができ、かつ、②取得されていることを本人が容易に認識することができない、身体的特徴に係る情報として政令で定めるもの**を変換したもの) が含まれる個人情報



周知義務 (改正法第21条の2)

- ・ 特定生体個人情報を取り扱うに当たって、事前の周知を義務付ける。
- ・ 周知事項として、法律上の5類型 (利用目的、利用停止等請求の手續等) (P27参照) に加えて、**個人の権利利益を保護するために必要なものとして規則で定める事項**が規定されている (第1項各号)。
- ・ **周知方法 (「本人に通知」する方法及び「本人が容易に知り得る状態に置く方法」を規則で定めることとされている (第1項柱書)。**

例外 (第2項各号)

以下のものを含む4類型が規定されている (P27参照)。

- ・ 周知により本人等の権利利益又は個人情報取扱事業者の正当な利益を害するおそれがある場合 (第1号、第2号)
- ・ **法律上の3類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合 (第4号)**

利用停止等請求 (改正法第35条第7項、第8項)

違法行為等の有無を問わず可能とする。

例外 (第7項各号)

以下のものを含む10類型が規定されている (P28参照)。

- ・ 本人の同意を得て取得等した場合 (第1号、第2号)
- ・ 人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合 (第4号)
- ・ 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**取得等の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を書しないことが明らかである場合として規則で定める場合** (第9号)
- ・ **法律上の9類型の例外に準ずるものとして政令で定める場合 (第10号)**

2－② 政令委任事項（定義・周知義務関連）

定義関連

（定義）

第十六条（略）

2～4（略）

5 この章において「特定生体個人情報」とは、特定生体個人識別符号（第二条第二項第一号に該当する個人識別符号のうち、**特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるもの**）を変換したものをいう。第二十一条の二第一項第四号及び第三十五条第七項において同じ。）が含まれる個人情報をいう。

6～9（略）

周知義務関連

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

第二十一条の二 個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、**個人情報保護委員会規則で定めるところ**により、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

法律上の5類型

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十七条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
- 二 特定生体個人情報を取り扱うこと。
- 三 特定生体個人情報の利用目的
- 四 特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容
- 五 第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に応じる手続（第三十八条第一項の規定により手数料を徴収する場合は、その手数料の額を含む。）

六 その他**個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項**

法律上の3類型

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 前項の規定による措置を講ずることにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 前項の規定による措置を講ずることにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、前項の規定による措置を講ずることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 その他**前三号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合**

※ 改正法第21条の2第1項柱書は、本人が16歳未満の子供の場合については、同法第40条の2第1項により、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人の法定代理人に通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置かなければならない」と読み替えられる。

2－② 政令・規則委任事項（利用停止等請求関連）

利用停止等請求関連

（利用停止等）

第三十五条（略）

2～6（略）

7 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 一 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合
- 二 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合
- 三 当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該特定生体個人情報を取り扱う場合
- 四 当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合
- 五 当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該特定生体個人情報を取り扱うことが特に必要である場合
- 六 当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合
- 七 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 八 学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該特定生体個人情報を取得した場合又は学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から取得した情報を変換して作成した特定生体個人識別符号が当該特定生体個人情報に含まれる場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 九 当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他**当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合**
- 十 その他**前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合**

8～11（略）

法律上の9類型

※ 改正法第35条第7項第9号は、本人が16歳未満の子供の場合については、同法第40条の2第1項により、取得等の状況からみて「本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられる。

2－② 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方

定義関連

- 特定生体個人情報に係る規律は、顔特徴データ等が、**本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質**を有する^(*)ため、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっていることを踏まえたもの。
- **改正法第16条第5項の政令において上記規律の対象とできるのは、バイオメトリック技術の動向等を踏まえ、個人識別符号に該当する生体データのうち、上記性質を有する生体データに限られる。**

周知義務関連

- 周知義務の趣旨は、**特定生体個人情報の取扱いに係る本人の不安感を緩和し、また、本人がその利用停止等請求権の行使等の適切な対応を図る契機を提供する**点にある。
- **改正法第21条の2第1項柱書の規則においては、上記趣旨に鑑み、本人が、時間的にもその手段においても容易に知ることができる周知方法を規定する必要**がある。
- **改正法第21条の2第1項第6号の規則においては、上記趣旨に鑑み、本人の不安感の緩和に繋がる周知事項や、本人がいかなる対応を取るべきかの検討に資する周知事項を規定する必要**がある。
- 改正法第21条の2第2項第4号は、**今後の技術進展等に機動的に対応**できるよう規定された例外事由。**政令において規定できるのは、法律上の3種類の例外事由（同項第1号～第3号）に準じる場合に限られる。**

* 顔特徴データについては、カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能。

2－② 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方

利用停止等請求関連

- 改正法第35条第7項第9号は、同法第20条第2項第7号に倣った例外事由。**規則において規定できるのは、同号の規則と同様、本人が顔特徴データの取扱いに同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限られる（P14参照）。**
- 改正法第35条第7項第10号は、**今後の技術進展等に機動的に対応**できるよう規定された例外事由。**政令において規定できるのは、法律上の9類型の例外事由（同項第1号～第9号）に準じる場合に限られる。**

2－② 政令・規則の整備に向けた論点と方向性①

定義関連

論点 1 本規律の適用対象となる「特定生体個人情報」に係る「特定生体個人識別符号」として、どの個人識別符号を対象とすべきか（改正法第16条第5項関係）。（参考資料1・2）

- 改正法第2条第2項第1号に該当するものとして政令で定める個人識別符号のうち、顔特徴データ(現行の政令第1条第1項ロ)を対象としてはどうか。
- 現段階において、この他に法定された性質を有し、規律対象とすべきものは何かあるか。

周知義務関連

論点 2 どのような周知方法、どのような周知事項を周知義務に関して規定すべきか（改正法第21条の2第1項関係）。（周知方法：参考資料3～5）（周知事項：参考資料4）

- カメラやセンサー等の機器の周辺に分かりやすく掲示する等の方法により、当該機器の検知対象者が十分認識できる場所に分かりやすく掲示することが重要ではないか。
- 本人の不安感を緩和し、また、必要とされる場合には本人がその利用停止等請求権の行使等の対応を取ることも可能とするために必要とされる事項を周知事項としてはどうか。
- 「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（P36）及びこの内容等を踏まえた「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A」（P37）において示されている周知方法・周知事項を参考に検討を具体化してはどうか。

周知義務関連（続き）

論点3 法律で規定された、利用目的等の周知義務が不要となる3種類の例外事由に対して、更に追加的に規定すべき例外事由があるか（改正法第21条の2第2項第4号関係）。

→ 法律で規定された、利用目的等の周知が不要となる3種類の例外事由（改正法第21条の2第2項第1号～第3号）は、現行法において利用目的の通知等が不要となる例外事由（現行法第21条第4項第1号～3号）に倣ったものであるが（*）、これに加えて規定すべき場合が何か想定されるか。

* 第21条の2第2項第1号～第3号を検討する際に、顔特徴データ等に関する場合においては、本人にとって全ての周知事項が取得の状況からみて明らかでない場合が通常想定されないことから、第21条第4項第4号に相当する例外事由は規定されないこととされた。

2－② 政令・規則の整備に向けた論点と方向性③

利用停止等請求関連

論点4 利用停止等請求の例外事由としての「当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか（改正法第35条第7項第9号関係）。

→ 1－① 論点1（P15）の「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と同様でよい。

論点5 法律で規定された利用停止等請求の9種類の例外事由に対して、更に例外事由を追加的に規定すべき場合があるか（改正法第35条第7項第10号関係）。

→ 法律上の9種類の例外事由には、現行法第20条第2項第1号～第6号（要配慮個人情報取得規制に係る例外事由）に倣った例外事由が含まれているが^(*)、これに加えて規定すべき場合が何か想定されるか。

* 改正法第20条第2項第9号（現行法第20条第2項第7号）に相当する例外事由は、行政機関等や報道機関等が特定生体個人情報を公開することは通常想定されないことから、改正法第35条第7項各号においては規定されていない。

2－② 参考資料 1・2（定義関連）

1 個人識別符号の種類

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（個人識別符号）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二～十（略）

2 生体データの利用に関する動向調査 最終報告書（令和7年12月）※（一部抜粋）

類型	生体データ	①取得に要する費用等	②本人の関知なく取得される可能性
イ	DNA	C：費用等の制約が多い	D：非常に低い
ロ	顔特徴データ	A：費用等の制約が非常に少ない	A：非常に高い
ハ	虹彩データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い
ニ	声紋データ	B：費用等の制約が少ない	B：高い
ホ	歩容データ	C：費用等の制約が多い	A：非常に高い
ヘ	静脈データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い
ト	指紋データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い
	掌紋データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い

※ 個人情報保護委員会ウェブサイト「調査等」において公表しているもの

2－② 参考資料3（周知義務関連①）

3 国会審議・附帯決議

○令和8年6月17日 参議院 デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

○国務大臣（松本尚君）

本法案においては、顔特徴データについては、委員御指摘の利用停止請求の緩和要件に加えて、その取扱いに関する一定の事項の周知、これを義務付けることとしております。そして、その周知の具体的な方法については十分な透明性を確保しなければなりませんから、**カメラを設置する施設の入口に周知事項を掲示する等、原則として本人が訪れると想定される場所に掲示しなければならない旨、これを規定することを想定しております。**

全ての事業者に対して利用停止請求、ごめんなさい、複数の事業者が顔特徴データを同時に取り扱っている場合に、その利用停止請求を望む人は一つ一つ全部に当たらなきゃいけないということが当然生じるわけですが、これはやむを得ないことというふうに思いますけれども、手続が本人にとって過重な負担とならないように配慮しなければならないということも法の中で定めているところでございまして、できるだけ、複数の事業者が絡む場合は一元的な窓口を設置するなどを想定して進めてまいりたいと思っております。

（出典）第221回国会 参議院 デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会 第5号 令和8年6月17日

○衆議院における附帯決議（一部抜粋）

九 特定生体個人情報取扱いについては、本人の関与が困難な状態で不適正な取扱いが行われるリスクが高いことに鑑み、義務化される周知行動の実効性を確保する方策を検討し明らかにするとともに、同情報が取り扱われている旨及び本人からの利用停止請求等の手段について**監視カメラやセンサー等の機器の周辺に分かりやすく掲示する等の方法による周知を個人情報取扱事業者に徹底させること。**

○参議院における附帯決議（一部抜粋）

九 特定生体個人情報取扱いについては、本人の関与が困難な状態で不適正な取扱いが行われるリスクが高いことに鑑み、義務化される周知行動の実効性を確保する方策を検討し明らかにするとともに、同情報が取り扱われている旨及び本人からの利用停止請求等の手段について**監視カメラやセンサー等の機器の周辺及び当該機器の検知対象者が十分認識できる場所等に分かりやすく掲示する等の方法による周知を個人情報取扱事業者に徹底させること。**

2－② 参考資料4（周知義務関連②）

4-1 「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（令和5年3月）一部抜粋

第5章 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

2 利用目的の特定、通知公表及びその他の個人情報に係る規律

(2) 利用目的等の通知公表等

…**本人からの理解を得るためにも、できる限り分かりやすく情報提供を行うために**、下記のとおり、Webサイト等における公表に加え、情報の重要度に応じて**施設内での掲示も行うことが望ましい**。

ア 施設内において掲示することが考えられる事項

施設内⁴⁰において掲示することが考えられる事項は、被撮影者が自己の個人情報を取り扱われるに当たり、特に認識しておくべき重要な事項である。そのため、**被撮影者が容易に認識できる方法で掲示することが望ましい**。例えば、別紙3の施設内での掲示例を参考に、デザインやフォントを工夫したり、アイコンやイラスト等を活用したりすることで被撮影者にとって分かりやすい方法で掲示したり、**被撮影者の目線や動線を考慮し、人が出入りする際に目に付きやすい出入口（大規模施設で入口が複数ある場合には一定の大規模な入口）に掲示することが考えられる**。また、カメラ画像の活用が多様化していることを考慮し、被撮影者にとって分かりやすいものとするのが望ましい。

⁴⁰ 被撮影者が撮影前に掲示を目にする可能性のある場所（例えば、大規模な入口等）での掲示を望ましいとするものであって、施設内であればどこで掲示してもよいというものではない。また、カメラの設置場所での掲示を妨げるものではない。

施設内での掲示事項例	Webサイト等への掲示事項例
- 顔識別機能付きカメラシステムの運用主体 - 顔識別機能付きカメラシステムで取り扱われる個人情報の利用目的 - 問合せ先 - 後述のWebサイトのURL及びQRコード等を掲示	- 顔識別機能付きカメラシステムを導入する必要性 - 顔識別機能付きカメラシステムの仕組み - 顔識別機能付きカメラシステムで取り扱われる個人情報の利用目的 - 運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等） - 他の事業者への提供（委託、共同利用等） - 安全管理措置 - 開示等の請求の手続、苦情申出先等

別紙3：施設内での掲示例

顔 識 別 機 能 付 き
カ メ ラ シ ス テ ム
作 動 中

顔識別機能付き
カメラシステムにより
どのようなことが
行われているか
一見してわかるような図

犯罪予防のために顔識別機能付きカメラシステムを利用しています。
※取得した顔画像及びそこから抽出した顔特徴データについて、必要最小限の範囲内において、当社の照合用データベースに登録して利用します。

本件についての詳細は下記URL又はQRコードから当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://△◇○△.com>

お問合せ先 ○○株式会社お客様ご相談窓口
○○○@△△△

QR

2－② 参考資料4（周知義務関連②）（続き）

4-2 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A（一部抜粋）

Q 1－13 店舗や、駅・空港等に従来型防犯カメラ（防犯目的で設置されているカメラのうち、撮影した画像から顔特徴データの抽出を行わないもの）を設置し、撮影したカメラ画像を防犯目的で利用すること

A 1－13 個人情報取扱事業者は、カメラにより特定の個人を識別することができる画像を取得する場合、個人情報を取り扱うことになるため、利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像を利用しなければなりません。（略）さらに、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないため、**カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置**を講じなければなりません（法第20条第1項）。例えば、防犯カメラが作動中であることを**店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示する等の措置**を講じることが考えられます。（略）（令和5年5月追加）

Q 1－14 店舗や、駅・空港等に設置したカメラにより画像を取得し、そこから顔特徴データを抽出して、これを防犯目的で利用する（顔識別機能付きカメラシステムを利用する。）ことを考えています。個人情報保護法との関係で、従来型防犯カメラを利用する場合の留意点（Q 1－13）に加えて、どのような点に留意する必要がありますか。

A 1－14 個人情報取扱事業者は、顔識別機能付きカメラシステムにより特定の個人を識別することができるカメラ画像やそこから得られた顔特徴データを取り扱う場合、個人情報を取り扱うことになるため、**利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔特徴データ等を利用**しなければなりません。
具体的には、どのような個人情報の取扱いが行われているかを本人が利用目的から合理的に予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならぬため、従来型防犯カメラの場合と異なり、犯罪防止目的であることだけでなく、**顔識別機能を用いていることも明らかにして、利用目的を特定しなければなりません。**（略）

顔識別機能付きカメラシステムに登録された顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データに関する事項の公表等（法第32条）をしなければなりません。（略）

加えて、上記のとおり利用目的の通知・公表をしなければならず、また、本人から理解を得るためできる限り分かりやすく情報提供を行うため、顔識別機能付きカメラシステムの運用主体、同システムで取り扱われる個人情報の利用目的、問い合わせ先、さらに詳細な情報を掲載したWebサイトのURL又はQRコード等を店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示することが望ましいと考えられます。（略）

駅・空港等で顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合については、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（個人情報保護委員会、2023年3月）も参照のこと。（令和5年5月更新）

2－② 参考資料5（周知義務関連③）

5 現行の規則における参考例

現行の規則
(オプトアウト制度における
通知等の方法)

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）
（第三者提供に係る事前の通知等）

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

- 一 **第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。**
- 二 **本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。**

2～4（略）

現行の規則
(外国にある第三者への提供に
係る同意取得時の情報提供)

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）
（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、**電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法**とする。

2～4（略）